本資料は、商品の概要を説明したものです。商品ご購入のご検討にあたっては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」等をご確認ください。



News Release

報道関係者各位 2016年12月1日 TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK: 945

マニュライフ生命、 『未来を楽しむ終身保険』を三菱東京 UFJ 銀行で発売

運用成果に応じて定期的に引き出す、もしくはふやした資産を円で確保できる通貨選択型変額終身保険

マニュライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO:ギャビン・ロビンソン、本社:東京都新宿区、以下「マニュライフ生命」)は、通貨選択型変額終身保険(積立利率更改型定額部分付)ペットネーム『未来を楽しむ終身保険』を、12月1日より株式会社三菱東京UFJ銀行(頭取:小山田隆)を通じて販売いたします。

『未来を楽しむ終身保険』は、外貨で運用し、運用成果に応じて定期的に引き出して使う、もしくはふやした運用成果を円建てで確保することのできる一時払の通貨選択型変額終身保険です。

一時払保険料を、契約時に適用される積立利率で確実にふやす「定額部分」と投資環境の変化に応じて魅力的な収益の獲得をめざす「変額部分」の 2 つに分けて運用します。お客さまは、運用成果に応じた定期引出金を受け取ることができる「定期引出タイプ」、ふやした運用成果を円建てで確保する「ターゲットタイプ」の 2 つからどちらかを選択いただけます。

マニュライフ生命は、"今日を生きる。明日をひらく。"を新ブランド・スローガンとして掲げ、お客さま一人ひとりが充実した「いま」を送り理想の「未来」に近づいていけるよう、今後も先進的な商品の開発に取り組んでまいります。

『未来を楽しむ終身保険』の特長

(詳細は別紙および右記 URL を参照: http://www.manulife.co.jp/tanoshimusyushin-fi)

1. 自分も楽しみながら、資産をのこせる終身保険

- 一時払保険料は、契約時に適用される積立利率で運用される「定額部分」と、市場環境の変化に対応 して運用される「変額部分」*1に分けられます
- 契約通貨を米ドル・豪ドルからお選びいただけるだけでなく、保険料の払込通貨を契約通貨と異なる通貨 から選択することができます
- 万一の場合の死亡保障は、基本保険金額が最低保証されます
- 告知なしでご加入いただけます

2. 定期引出タイプ: 資産をふやしながら定期的に受け取って自分のために使いたい

- 契約日の1年経過後の契約応当日以降、被保険者が生存されている限り、変額部分の積立金から運用 実績に応じた定期引出金を毎年受け取れます
- 変額部分の運用成果にかかわらず、最初の積立利率適用期間満了日の積立金額は、定額部分で一時 払保険料の 105%が最低保証されます*2



3. ターゲットタイプ: 目標額をめざして資産をふやし、運用成果を円で確保したい

- 円建ての目標額(円換算一時払保険料の 110%~150%の 10%刻み、または 200%の 6 段階)をめざして運用されます
- 契約日の 1 年経過後の契約応当日以降、円建ての目標額に到達した場合、自動的に運用成果が円建てで確保されます*3
- 目標額に到達しなかった場合でも、最初の積立利率適用期間満了日の積立金額は、定額部分で一時払 保険料の 100%または 110%が最低保証されます*4
- *1変額部分は、特別勘定「世界バランス I 型(米ドル・豪ドル)」で運用されます。
- *2 定期引出タイプの積立利率適用期間は 15 年です。最初の積立利率適用期間満了日(契約日から 15 年後)の定額部分の積立金額は、 一時払保険料(契約通貨建て)の 105%を最低保証します。
- *3目標額に到達した場合、到達した日の翌日を移行日として円建終身保険へ移行します。契約日から1年以内は、目標額に到達しても、 円建終身保険へは移行しません。
- *4ターゲットタイプの積立利率適用期間は10年および15年です。最初の積立利率適用期間満了日(契約日から10、15年後)の定額部分の積立金額は、積立利率適用期間10年を選択された場合には一時払保険料(契約通貨建て)の100%、15年の場合には100%または110%(契約時にいずれか選択)を最低保証します。

マニュライフ生命について

マニュライフ生命は、125 年以上の歴史を持ち、カナダを本拠とする大手金融サービスグループ、マニュライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニュライフ)のグループ企業です。プランライト・アドバイザー(自社営業職員)、金融機関、代理店の 3 つの販売チャネルを通じて、法人ならびに個人のお客さまへ、先進的な商品と質の高いサービスを提供しています。ブランド・スローガン「今日を生きる。明日をひらく。」のもと、お客さまが自ら健康で豊かな未来を切りひらいていくためのサポートをしています。詳細はホームページ(www.manulife.co.jp)をご覧ください。

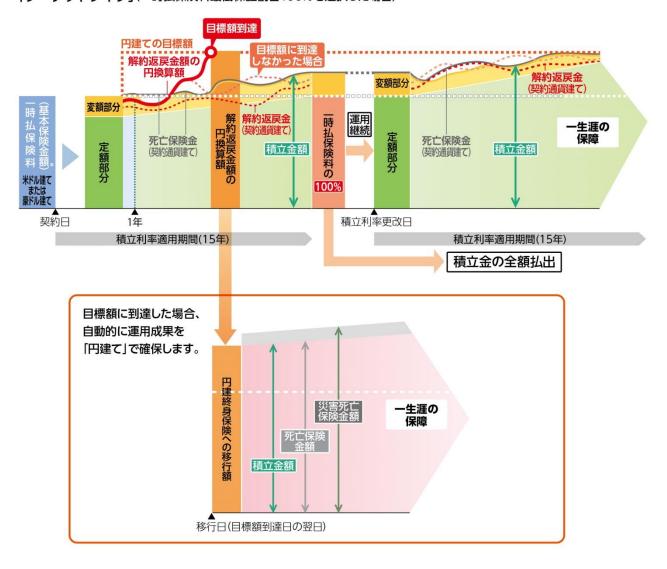
マニュライフについて

マニュライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニュライフ)は、世界有数の大手金融サービスグループです。米国においてはジョン・ハンコックのブランドで、その他の地域ではマニュライフとして事業を行い、お客さまの資金や金融面における重大な決断をサポートする先進的なソリューションをご提供しています。マニュライフは個人・団体・機関投資家のお客さま向けに、ファイナンシャル・アドバイスや保険、資産運用・形成のための商品やサービスをご提供しています。2015年末現在、マニュライフは世界中で34,000人の職員と63,000人のエージェントおよび数千の販売パートナーを擁し、2,000万人のお客さまに商品やサービスをご提供しています。マニュライフの管理運用資産は、2016年9月末現在およそ9,660億カナダドル(7,360億米ドル)です。また、過去1年の間にお客さまにお支払いした保険金、給付金および利息は244億カナダドル超となりました。マニュライフは主にカナダ、米国、アジアで100年以上にわたって事業を展開しています。カナダのトロントに本拠を置き、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。詳細はウェブサイト(www.manulife.comまたはwww.johnhancock.com)をご覧ください。

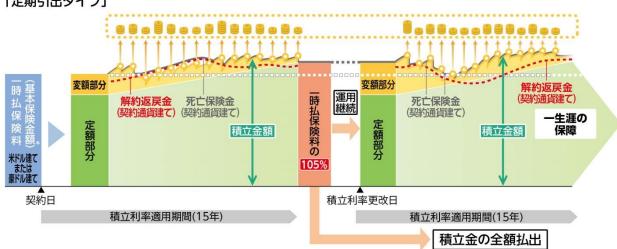


【イメージ図】

「ターゲットタイプ」(一時払保険料最低保証割合100%を選択した場合)



「定期引出タイプ」



- *基本保険金額は、死亡保険金をお支払いする際に基準となる金額のことで、一時払保険料と同額になります。
- ※上図は将来の積立金額や解約返戻金額等を保証するものではありません。



<別紙 1-2>

【主な取扱条件】

タイプ	ターゲットタイプ			定期引出タイプ				
一時払保険料最低保証割合	100%			110%		105%		
積立利率適用期間	10年または15年			15年		15年		
被保険者の契約年齢	15歳~80歳			15歳~87歳		15歳~75歳		5歳
最低保険料	米ド . 20,000		米ドノ	ル		長ドル		
2014111111)00>	米ドル 20,00		00豪ドル		
最高保険料	5億円相当額*							
AXIQIAFATT	*マニュライフ生命の定める為替レートで基本保険金額(一時払保険料)を円に換算し、5億円を超えることはできません。							
	*	ドル		ユーロ	豪ドル		ニュージーラ	ンドドル
保険料の払込通貨の取扱単位	100米ドル		1(00ユーロ	100豪ドル	V	100ニュージー	ランドドル
	※保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合、契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。							
保険料の払込方法	一時払のみ ※マニュライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。							
保険期間								
	終身							



この保険にかかる費用は次の通りです

この保険にかかる費用は、保険関係費(定額部分の保険関係費および変額部分の保険関係費)および運用関係費の合計額になります。そのほか、解約計算基準日が契約日から最初の積立利率適用期間の満了日までの解約には解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

●積立利率適用期間中にご負担いただく費用(保険関係費および運用関係費)

- 定額部分の保険関係費とは、死亡保険金の最低保証のための費用および保険 契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に定額部分の保険 関係費をあらかじめ差し引きます。
- ・変額部分における費用

項目	費用	時期	
変額部分の保険関係費 「死亡保険金の最低保証の」 ための費用、保険契約の 上締結・維持に必要な費用」	特別勘定の資産総額に対して 年率 <mark>1.85%</mark>	左記の年率の 1/365を乗じた 金額を毎日変額	
運用関係費 「特別勘定の運用にかかかる費用」	特別勘定の投資対象となる 指数連動債券の純資産総額 に対して(管理費用*)年率 0.20%	部分の積立金から控除します。	

- *上記の管理費用以外に、金融派生商品の取引にかかる費用がかかります。金融派生商品の取引にかかる費用の内訳は、レバレッジ取引にかかる費用(特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額を最大約3倍にふやした実質運用資産に対して年率1.40%以内)および参照指数の構成要素に配分する際に必要となる取引費用等(実質的に有価証券等を売買・保有することに伴う費用)となります。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、債券の価格に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- ※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

●解約時にご負担いただく費用

解約計算基準日が契約日から最初の積立利率適用期間の満了日までの場合、 解約時に以下の解約控除をご負担いただきます。

項目	費用	時期
解約控除	この保険の基本保険金額に対して、積立利率適用期間および契約日からの経過年数に応じて、10.0%~0.7%	解約計算基準日における、定額部分の積立金額に市場価格調整率を 乗じた金額と変額部分の積立金額 を合計した金額から控除します。

- ※円建終身保険への移行が行われる場合の解約返戻金額の計算の際、解約控除を ご負担いただきます。
- ※円建終身保険への移行後の解約時に解約控除のご負担はありません。



●外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 円を外貨に交換し、一時払保険料を払い込む場合、対顧客電信売相場 (TTS) と対顧客電信売買相場の仲値 (TTM) の差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます (くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- •死亡保険金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- ・次の①の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。 また、②から⑤までの場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM) との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
 - ①「保険料米ドル入金特約B型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合
 - ②「円支払特約D型」を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合
 - ③「変額部分積立金定期引出特約」および「円支払特約D型」を付加し、定期引出金を 円でお支払いする場合
 - ④「円支払特約D型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合
 - ⑤[目標到達時円建終身保険移行特約]を付加し、円建終身保険への移行に際して、 解約返戻金額を円に換算する場合

	項目	契約通貨			
	块 日	米ドル	豪ドル		
1	「保険料米ドル入金特約B型」 等の為替レート	(契約通貨のTTM)÷ (保険料の払込通貨のTTM-50銭)			
②③	「円支払特約D型」の 為替レート	契約通貨のTTM-1銭	通貨のTTM-1銭 契約通貨のTTM-3銭		
4	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	契約通貨のTTM-50銭			
(5)	「目標到達時円建終身保険 移行特約」の為替レート	契約通貨のTTM-50銭			

※平成28年12月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更される ことがあります。





この保険にはリスクがあります

■運用のリスクについて

●この保険は、特別勘定の運用実績によって変額部分の積立金額および解約返戻金額等が変動(増減)します。特別勘定での資産運用には、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク等の投資リスクがあるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、契約者が負います。なお、この保険の特別勘定は指数連動債券に投資するため、指数連動債券の発行体および保証会社の信用リスクは、契約者が負います。

■解約のリスクについて

●この保険の定額部分は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させます(市場価格調整)。また、解約計算基準日が契約日から最初の積立利率適用期間の満了日までの解約には解約控除がかかります。したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

■為替リスクについて

●この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と死亡保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、死亡保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。



